

一般財団法人北秋田市スポーツ協会スポーツ賞表彰規程

- 第1条 この規程は、一般財団法人北秋田市スポーツ協会(以下「本会」という)が、北秋田市の体育・スポーツの振興に寄与し、その成績が顕著な者に栄誉を顕彰するために必要な事項を定める。
- 第2条 本会スポーツ賞は、功労賞・特別栄光賞・栄光賞・奨励賞とし、本規程により授与する。
- 第3条 功労賞は、毎年度次の各号に該当する者の中から選考する。
(1) スポーツに深い理解と熱意を持ち、人格高邁で他の模範となる者。
(2) 市並びに地域スポーツの普及振興に著しく功績のあった者。
(3) 選手育成と競技力向上に著しく貢献した者。
- 第4条 特別栄光賞・栄光賞・奨励賞は、個人賞及び団体賞とし、毎年度別表に定める者の中から選考する。
- 第5条 受賞候補者の推薦は、次の手続による。
(1) 本会加盟団体長が、本会長あて資料を添えて推薦する。ただし、学生の推薦にあたっては、所属長の副申請を添付のうえ、本会加盟団体の長を経由して推薦する。
(2) 本会長の推薦する者は、直接選考委員会に提示する。
(3) 推薦提出日は、当該年度の12月20日とする。ただし、スキー競技に係る推薦については、2月20日までとする。
- 第6条 選考委員会は、正副会長、業務執行理事及び理事で構成する。
- 第7条 当該年度において、第4条に定める個人賞が2以上に該当するときは、いずれかの一つとする。
- 第8条 第2条・第3条の定める基準のほか、特に北秋田市のスポーツ振興に貢献した者には、賞を授与することができる。
- 第9条 受賞者にふさわしくない行為があるときは、受賞者名簿から除籍する。
- 第10条 この規程は、本会理事会で変更することができる。
- 附 則 この規程は、平成18年11月28日から施行し、平成18年11月28日から適用する。
この規程は、平成19年12月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
この規程は、平成27年1月14日から施行し、平成27年1月14日から適用する。
この規程は、平成27年12月16日から施行し、平成28年1月1日から適用する。
この規程は、平成29年10月25日から施行し、平成29年10月25日から適用する。
この規程は、平成30年10月24日から施行し、平成30年10月24日から適用する。
この規程は、令和2年10月16日から施行し、令和2年10月16日から適用する。
この規程は、令和3年10月13日から施行し、令和3年10月13日から適用する。
この規程は、令和5年12月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
この規程は、令和6年10月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。